

公募要領

1. 事業名

令和5年度「食文化機運醸成事業」

2. 事業の趣旨

文化庁では、令和2年度、文化審議会文化政策部会に「食文化ワーキンググループ」を設置し、食文化の文化的価値の可視化（食文化への「気付き」の提供）、食文化振興と地域活性化等との好循環の形成等を、今後の食文化振興の基本方針として取りまとめた。

この基本方針に基づき、食文化機運醸成事業においては、地域で受け継がれ愛されてきた食文化を100年続く食文化として継承する「100年フード」及び食文化への学びや体験に取り組む施設を一体的に発信する「食文化ミュージアム」の取組を実施し、地方自治体・関係団体等と連携した食文化振興を推進している。

今年度事業では、地域の食文化・施設の更なる掘り起こしを進めるとともに、100年フードの認知度向上・ブランド価値向上、食文化振興と地域活性化等との好循環の形成を目的とした事業を実施する。

3. 事業の内容

別紙仕様書を参照すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

公募対象は次の要件を満たすこと。

- ・定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ・団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ・自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ・団体活動の本拠としての事務所を有すること。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日から令和6年3月21日（木）

事業規模：1件当たり2,000万円程度

採 択 数：1件（予定）採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業の審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、速やかにすべての申請者に審査結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和5年5月9日（火）15時

開催場所：文化庁入札室 5F

9. 提案書の提出等

(1) 提出場所及び公募に関する問い合わせ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁参事官（生活文化連携担当）事業係

TEL：03-5253-4111（代）（内線 5044）

E-mail：syokubunka@mext.go.jp

(2) 提出方法

企画提案書等は E-mail でデータを送信するか、郵送または持参により提出すること（印刷部数は8部）

○E-mail

- ・提出書類一式の電子データを、(1)に示す提出先メールアドレスまで送信すること。
- ・企画提案書のファイル形式はPDF版で送信すること。
- ・メールの件名及び添付ファイル名の冒頭にはともに「【機関名】令和5年度「食文化機運醸成事業」公募書類」を入れること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は通し番号を付けて複数回に分けて送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・郵送上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

○持参

- ・受付時間：10時～18時（土日祝日を除く）

(3) 提出書類

- ①企画提案書
- ②誓約書
- ③会社等組織概要（要覧、会社案内、定款等）
- ④直近3期分の決算資料
- ⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

(4) 提出期限等

- ①提出期限：令和5年5月29日（月）17時必着
- ②提出先：上記(1)に示す提出先メールアドレス。
- ③〆切後の提案書の提出、差替え及び訂正は認めない。企画提案書等の作成費用については、提案者の負担とする。

10. 誓約書の提出

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1 1. 契約締結

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているものの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 2. スケジュール

(1) 公募開始 : 令和5年4月27日(木)

(2) 公募締切 : 令和5年5月29日(月) 17時必着

(3) 審査・選定 : 令和5年6月中旬頃

(4) 業務計画書の提出 : 選定結果通知後すみやかに

(5) 契約期間 : 契約締結日から令和6年3月21日(木)まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることにも十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1 3. その他

(1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

(4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(5) 事業実施に当たっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

(8) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・業務計画書(委託業務経費内訳または参考見積書を含む)
- ・委託業務経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料

- （人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
 - ・別紙（振込口座情報） 等